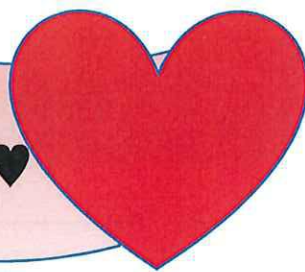


【南城市結婚新生活支援事業】

♡♡新婚さんの新生活を応援します♡♡



令和2年1月から令和3年3月までに結婚された方限定

南城市では、新婚世帯の新居の取得賃貸・引越費用の補助を行っています。
1世帯あたり上限24万円、購入の場合は上限30万円を支給します。

※対象要件あり
裏面でチェック



【補助対象経費】
・住宅の購入費用、
・賃貸に係る賃料、敷金、礼金、
共益費、仲介手数料

【補助対象経費】
・引越費用
※但し、引越業者又は運送業
への支払にかかる実費

<対象要件(世帯)>

①～⑥の要件を全て満たす世帯

①令和2年1月1日から令和3年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された世帯

②夫婦の婚姻日における年齢がともに34歳以下であること

③令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入
又は賃貸した世帯、引越をした世帯

④前年(令和元年1月から12月)の夫婦の所得の合計額が340万円未満

※給与所得の場合、合計収入が500万円程度が目安です

※奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します

⑤他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない

⑥過去にこの補助金を受けたことがない

南城市役所福祉部

社会福祉課

TEL098-917-5334

FAX098-917-5427

結婚新生活支援事業補助金チェックシート

婚姻届けの提出日は令和2年1月1日～令和3年3月31日ですか？

いいえ



はい

令和2年1月1日～令和3年3月31日に取得(賃借)した南城市内の住宅に居住し、住民登録がありますか？

いいえ



はい

夫婦の令和元年中(令和元年1月1日～12月31日)の合計所得は340万円未満かつ、婚姻日における夫婦の年齢がともに34歳以下ですか？(給与所得の目安として、夫婦の合計収入が500万円程度です。)

※但し、次の①、②の場合にあっては、それぞれの記載する計算方法により算出した方法によります。

①婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合

→最後に離職又は、転職した月の翌々月における夫婦の所得の合算に12を乗じた金額

②貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現におこなっている場合

→所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

いいえ

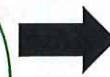


はい

該当する項目がありますか？

- ・生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等受給者
- ・過去にこの要綱に基づく補助を受けた者
- ・南城市三世代同近居支援補助金を受けた者

はい



いいえ

該当

※予算の都合上 予算がなくなり次第締切をいたしますので、ご了承ください

非
該
当

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
南城市福祉部社会福祉課 TEL 098-917-5334